

非自発的失業に係る国民健康保険税の軽減について

平成22年4月1日より、会社都合等（正当な理由のない自己都合退職は除く）により退職された方のうち、雇用保険の「雇用保険受給資格者証」をおもちになっており、かつ、離職理由のコードが次のコードであった場合、申請を頂くことにより保険税の軽減措置等をうけることができます。

なお、退職時の年齢が65歳以上の方は対象外となりますのでご注意ください。

【軽減を受けられる方】 下記の全てに該当している場合対象になります。

- ・平成21年3月31日以降に離職された方
- ・雇用保険受給資格証をお持ちの方で、離職理由が【11. 12. 21. 22. 23. 31. 32. 33. 34】に該当する方
- ・会社を離職した時に65歳未満の方
- ・高年齢受給者資格者証及び特例受給資格者の方は対象となりません。

【軽減割合】

- ・国民健康保険税所得割算定にかかる前年給与所得を30／100とみなして算定されます。
※給与以外の所得は軽減されません。また、給与所得がない場合も軽減されません。
- ・お手元の雇用保険受給資格証の第1面をご確認下さい。

【軽減期間】

- ・離職日の翌日から翌年度末までの期間です。
※雇用保険の求職者給付（基本手当等）を受ける期間と異なります。
※届け出が遅れても遡及して軽減を受けることができます。
※国民健康保険に加入中は、途中で就職しても引き続き対象となりますが、会社の健康保険に加入するなど国民健康保険を脱退すると終了します。

雇用保険受給資格者証

(第1面)

1. 支給番号		2. 氏名	
3. 被保険者番号	4. 性別	5. 離職時年齢	6. 生年月日
7. 求職番号		8. 住所又は居所	
9. 支払方法(記号(口座)番号・金融機関名・支店名)			
10. 離職年月日	11. 離職年月日	12. 離職理由	
13. 離職時賃金日額	14. 離職時賃金日額	15. 給付制限	
16. 認定日	17. 認定日	18. 受給期間満了年月日	
19. 所定給付日数	20. 所定給付日数	21. 通算被保険者期間	
職前事業所名			
給歴	24. 特殊表示(災害時・一括・巡相・市町村)		
0 0 0 0			

軽減対象となる離職理由

11. 解雇
12. 解雇(天災)
21. 事業主からの雇止めによる契約満了(3年以上)
22. 事業主からの雇止めによる契約満了(3年未満更新明示あり)
23. 事業主からの雇止めによる契約満了(3年未満更新明示無し)
31. 事業主に起因する正当な理由のある自己都合退職
32. 事業所移転等による正当な理由のある自己都合退職
33. 正当な理由のある自己都合退職
34. 正当な理由のある自己都合退職(被保険者期間1年未満)

交付 年 月 日

公共職業安定所長

雇用保険受給資格者証は、ハローワークへ雇用保険受給手続き後にご本人様へ送付されます。

国民健康保険加入時にお持ちでなくても、雇用保険の手続きを行うことで送付されますので、受給資格者証が届きましたら、コードを確認いただき、対象となるかご確認ください。

注意

退職された会社で雇用保険の手続きをされていない場合、対象となりませんのでご注意ください。